

『高等教育開発』編集規程

第1条 『高等教育開発』（以下、「本誌」という。）の編集及び発行に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 本誌には、次の原稿を掲載する。詳細は別に執筆要領を定める。

- (1) 論文（投稿）
- (2) 報告（投稿）
- (3) その他

第3条 本誌の投稿については概ね11月末を提出べ切する。依頼による原稿提出については、その都度、編集委員会が別に定める。

第4条 本誌に投稿する原稿（論文、報告、その他）は、和文とする。

第5条 本誌に掲載する原稿は、未発表のものに限る（ただし、口頭発表の場合はこの限りでない）。なお、査読についての規定は別途定める。

第6条 「論文」、「報告」、については、正会員、準会員、学生会員が代表執筆者として投稿することができる。ただし、共同執筆者として非会員が含まれている場合は、その旨を注記する。

第7条 「その他」は、研究会・大会における講演・報告・討議関係論文、書評、学会関連記事、編集後記、編集委員会名簿、編集関係記事等が想定されており、内容と執筆者、担当者等については編集委員会で決定する。

第8条 本誌に論文等を投稿しようとする者は、投稿締切までに当該年度までの会費を納入した上で、本誌執筆要領に従い執筆した原稿を投稿するものとする。

第9条 同一執筆者（共同研究の代表執筆者を含む）による投稿（「論文」、「事例報告」）は、1号につき1編のみを掲載することができる。ただし「その他」についてはこの限りでない。

第10条 編集委員会は、掲載予定の原稿につき、執筆者との協議を通じ、内容及び表記の変更をすることがある。

第 11 条 執筆者による校正は、初校までとする。校正の際の原稿修正は、原則として認められない。

第 12 条 本誌に掲載された論文等の原稿は、返却しない。

第 13 条 図版等で特別の経費を要する場合、その経費は執筆者の負担とする。

第 14 条 本誌に掲載された論文等の原稿料は、支出しない。

第 15 条 本誌に掲載された論文等の著作権は、日本高等教育開発協会が保有する。

第 16 条 本誌に掲載された論文等を転載する場合は、編集委員会の承認を必要とする。

第 17 条 本規程の改正は理事会で行う。

附則

1 本規程は、2021 年 3 月 15 日から施行し、第 1 号より適用する。